

一般社団法人日本発達心理学会 慶弔規則

2011年6月18日 制定

改正 2014年3月20日

2020年9月6日

(目的)

第1条 この規則は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」第42条第1項に基づき、本会における慶弔に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(弔事の対象)

第2条 弔事の対象は次の者とする。

過去及び現在の、代表理事(旧理事長)・理事(旧常任理事)・代議員(旧理事)・監事・大会委員長・事務局長

2 第1項の者以外の場合には、その都度、理事会の了承を得ることとする。

(弔事等の対応)

第3条 第2条に定められた者の訃報の連絡が、事務局にあった場合には、事務局は、代表理事及び事務局長へ報告のうえ、弔電を送る。弔電は代表理事名で送る。

2 代表理事は、必要と認めた場合には、理事会の了承を得て、機関誌あるいはニューズレターに追悼記事を掲載する。

(慶事の対象と対応)

第4条 慶事の対象者の連絡が事務局にあった場合には、事務局は、代表理事及び事務局長へ報告する。

2 代表理事と事務局長が対応を協議し、必要な場合には、理事会の了承を得て、慶意を代表理事名で示す。

(改定)

第5条 この規則の改定は、理事会で承認を得るものとする。